

一一 伊王野資信書状写（合編白河石川文書）

伊王野資信、白川氏に、烏山城で那須氏から「大犯」を申しつけられたことなどを報じる。

急度以使者申達候、仍先度者罷出候処、不始雖申事候、被差置種々様々、御懇切之儀共、不浅喜入奉存候、内々如此之儀、即刻可申達候、於烏山大犯被申付而、若者可罷下之由、内儀被申候間、任其意候、愚之事も、為見物罷下之間、則不及御礼候、誠以竟外無極令存候、余御無沙汰候間、今朝為使者申宣候、巨細尚可申上候条、奉省略候、恐々謹言、

(天正十^八十八年)
二月十六日

伊王野

資信（花押影）

白川江

追而、御秘藏之御釜ニ而、御茶被下候事、不浅次第二候、如何様夏中罷出、御手前乍憚侘言可申候、以上、

【読み下し文】

急度使者を以つて申し達し候。仍つて先度は罷り出で候つる処、始めてならず申す事候と雖も、種々様々を差し置かれ、御懇切の儀共、浅からず喜び入り存じ奉り候き。内々此の如き儀、即刻申し達すべく候。烏山に於いて大犯申し付けらるにて、若しくは罷り下るべきの由、内儀に申され候つる間、其の意に任せ候。愚の事も、見物のため罷り下り候つる間、則ち御礼に及ばず候き。誠に以つて覚えの外極まりなく存せしめ候。余りに御無沙汰に候つる間、今朝使者をなし申し宣べ候き。巨細尚申し上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。

追つて、御秘藏の御釜にて、御茶下され候つる事、浅からざる次第に候。如何様夏中に罷り出で、御手前憚りながら侘言申すべく候。以上。